

定 款

2026年 6 月 26日 改正

日本ライフライン株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、JLL Med株式会社と称する。
- ② 当社の英文社名は、JLL Med Inc.と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 医療用機器の製造、販売、輸出および輸入販売
 2. 医療用機器の保守および修理
 3. 医療用機器のリースおよびレンタル
 4. コンピュータソフトウェアの開発および販売
 5. 情報処理サービスおよび情報提供サービス
 6. 不動産の賃貸および管理
 7. 保育所および託児所等の経営
 8. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査等委員会
 3. 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。
- ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、34,640万株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれを招集し、議長となる。

② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決

権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。
- ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 21 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれを招集し、議長となる。
- ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順

序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第 26 条 当社は、会社法 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第 30 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。

② 執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める執行役員規程による。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬 等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の金銭である配当財産には、利息を付けない。

附 則

（監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第 1 条 第 41 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。

（効力発生日）

第 2 条 定款第 1 条（商号）の変更は、2027 年 3 月 1 日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、定款第 1 条の変更の効力発生日経過後これを削除する。